

別表

ア ソーラーカーポート等太陽光発電設備

補助対象設備	国間接補助金の補助対象となる設備であり、かつ、駐車場を活用した次のいずれかに該当するもの（ソーラーカーポート等太陽光発電設備） (1) ソーラーカーポート（太陽光発電一体型カーポート、太陽光発電搭載型カーポート） (2) その他駐車場を活用した太陽光発電設備
国補助金	二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（民間企業等による再エネの導入及び地域共生加速化事業） 設置場所の特性に応じた再エネ導入・価格低減促進事業のうち駐車場型太陽光発電設備導入事業＜略称：カーポート等事業＞のうち、「駐車場等を活用した自家消費型太陽光発電設備の導入を行う事業」に関する補助金
補助対象経費 ※ 1	国間接補助金の補助対象となる経費のうち、補助対象設備の設置に直接要する次の経費とする。 (1) 原材料費、機器レンタル・リース料、運搬費、使用料、賃借料、設置工事費、安全対策費、委託料、印刷製本費、通信費及び旅費 (2) その他市長が必要と認めるもの
補助率等	補助対象設備のパワーコンディショナー定格出力 1kW 当たり 8 万円とする。
補助金の額の 算定方法 ※ 2	(1) 補助対象設備のパワーコンディショナー定格出力に補助率等を乗じて得た額とする。 (2) 補助金の額と国間接補助金の額との合計額が、補助対象経費を超えない範囲内において算定する。
補助金の上限 額	1 事業当たり 2,000 万円とする。
交付申請書の 提出期限	国間接補助金の公募開始後の日であって、市長が別に定める日

※ 1 消費税及び地方消費税は、補助の対象外とする。

※ 2 補助金の額に千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

イ 建材一体型太陽光発電設備

補助対象設備	国間接補助金の補助対象となる設備であり、かつ、次のいずれかに該当するもの（建材一体型太陽光発電設備） (1) 窓と一体となった太陽光発電設備（屋内に設置する後付け太陽光発電設備を含む。） (2) 壁等と一体となった太陽光発電設備（屋内に設置する後付け太陽光発電設備を含む。）
国補助金	二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（民間企業等による再エネの導入及び地域共生加速化事業） 設置場所の特性に応じた再エネ導入・価格低減促進事業のうち建材一体型太陽光発電設備導入事業＜略称：建材一体型事業＞のうち、「窓、壁等の建材と一体の太陽光発電設備の導入を行う事業」に関する補助金
補助対象経費 ※ 1	国間接補助金の補助対象となる経費のうち、補助対象設備の設置に直接要する次の経費とする。 (1) 原材料費、機器レンタル・リース料、運搬費、使用料、賃借料、設置工事費、安全対策費、委託料、印刷製本費、通信費及び旅費 (2) その他市長が必要と認めるもの
補助率等	補助対象設備の区分に応じ、次のとおりとする。 (1) 窓と一体となった太陽光発電設備 5 分の 1 (2) 壁等と一体となった太陽光発電設備 4 分の 1
補助金の額の 算定方法 ※ 2、※ 3	(1) 補助対象経費に補助率等を乗じて得た額とする。 (2) 補助金の額と国間接補助金の額との合計額が、補助対象経費を超えない範囲内において算定する。
補助金の上限 額 ※ 3	補助対象設備の区分に応じ、1 事業当たり次のとおりとする。 (1) 窓と一体となった太陽光発電設備 1,250 万円 (2) 壁等と一体となった太陽光発電設備 750 万円
交付申請書の 提出期限	国間接補助金の公募開始後の日であって、市長が別に定める日

※ 1 消費税及び地方消費税は、補助対象外とする。

※ 2 補助金の額に千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

※ 3 2つの区分（窓と一体となった太陽光発電設備、壁等と一体となった太陽光発電設備）の設備を合わせて導入する場合は、それぞれの区分の補助率等及び上限額を適用し、その合計額を交付額とする。また、2つの区分で共用する設備を導入する場合は、当該設備は、壁等と一体となった太陽光発電設備として取り扱う。

ウ ストレージパリティの達成に向けた太陽光発電設備

補助対象設備	国間接補助金の補助対象となる設備であり、かつ、次のいずれにも該当するもの（ストレージパリティの達成に向けた太陽光発電設備） (1) 太陽光発電設備の設置とともに、定置用蓄電池を設置するもの (2) オンサイト PPA モデル又はリースモデルに係る要件（国間接補助金の交付要綱、公募要領等で定められるものをいう。）を満たすもの
国補助金	二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（民間企業等による再エネの導入及び地域共生加速化事業） 「ストレージパリティの達成に向けた太陽光発電設備等の価格低減促進事業」に関する補助金
補助対象経費 ※ 1	国間接補助金の補助対象となる経費のうち、補助対象設備の設置に直接要する次の経費とする。 (1) 原材料費、機器レンタル・リース料、運搬費、使用料、賃借料、設置工事費、安全対策費、委託料、印刷製本費、通信費及び旅費 (2) その他市長が必要と認めるもの
補助率等 ※ 2	補助対象設備のパワーコンディショナー定格出力 1 kW 当たり 25,000 円（戸建て住宅に補助対象設備を設置する場合は、1 kW 当たり 35,000 円）とする。
補助金の額の 算定方法 ※ 2	(1) 補助対象設備のパワーコンディショナー定格出力に補助率等を乗じて得た額とする。 (2) 補助金の額と国間接補助金の額との合計額が、補助対象経費を超えない範囲内において算定する。
補助金の上限 額	1 事業当たり 1,000 万円とする。
交付申請書の 提出期限	国間接補助金の公募開始後の日であって、市長が別に定める日

※ 1 消費税及び地方消費税は、補助対象外とする。

※ 2 補助金の額に千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。